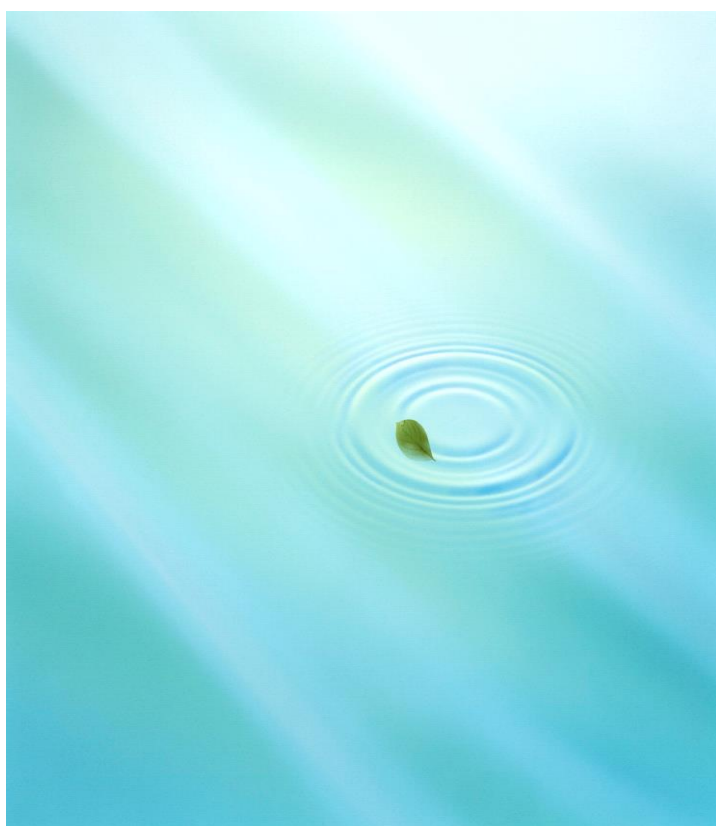


下水道の手引き



隠岐の島町上下水道課

■下水道ができると

下水道が整備されますと、私たちが日常生活で使った水やし尿は、「汚水」として下水道管に流れ、下水処理場に集められて浄化されます。そして、きれいな水となって再び川や海に戻されます。

トイレの水洗化をはじめ、家の周りの側溝に汚水が流れないので、悪臭がなくなり、清潔で快適な生活環境が確保されます。また、川や海をきれいにする水質保全の役割を担っており、水環境をよみがえらせる働きをしています。

■一日も早く下水道に接続を

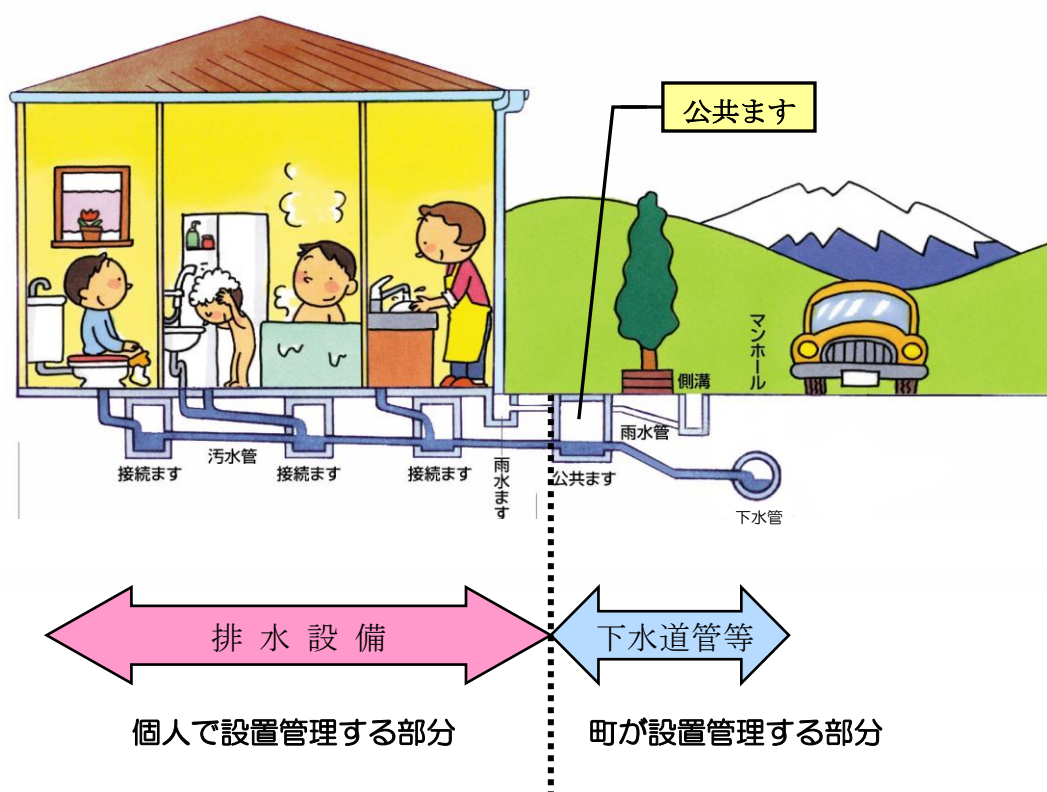
下水道への接続は、下水道法・隠岐の島町条例によって定められています。

くみ取り便所の場合も浄化槽を使用している場合も、3年以内に、台所・風呂・便所などから出る汚水を下水道へ流すための施設（排水設備）を設置して、下水道への接続をお願いします。

■排水設備工事は指定工事店で

排水設備工事は、町が指定した業者（指定工事店）でなければ、行なうことができません。

工事の申込は、直接指定工事店にしてください。 ※P8 指定工事店一覧表



■ 下水道接続工事の申し込みから使用開始まで

① 工事の申し込み



排水設備指定工事店へ工事の見積りを依頼します。
工事金額や工事の内容など、じゅうぶん検討しましょう。

② 工事の契約



指定工事店と工事契約を結びます。

③ 役場への工事申請



役場へ工事の申請を行ないます。
指定工事店が手続きを代行しますが、書類への署名・捺印は、内容を確認して申請者が行なってください。

④ 工事の実施



排水設備は、申請者個人で管理する施設です。
工事中もよく確かめ、納得する工事をしてもらいましょう。

⑤ 工事の完成・完了検査・使用開始・分担金の納入



工事が完了したら、すみやかに役場へ工事完了届と使用開始届を提出してください。この手続きも、指定工事店が代行します。
役場は、工事が適正に行なわれたか確認するため完了検査を行ないます。
また、分担金の納付書をお渡ししますので、金融機関で納めてください。

⑥ 工事代金支払



完了検査に合格したら、指定工事店へ工事代金の支払いをします。

■ 受益者分担金（加入金）

下水道事業は、他の公共事業と異なり限られた特定の地域に利益をもたらすこととなりますので、受益者の負担が必要です。

下水道は、衛生的で快適な街づくりに欠かすことのできない重要な施設ですが、下水道管の布設・下水処理場の建設には多額の費用が必要です。

これらの建設財源は、国からの補助金や町費、そして下水道を利用する処理区域の住民の方々の受益者分担金によりまかなわれます。

分担金の額

1軒あたり 57,000円

（2世帯住宅や集合住宅など、複数軒（世帯数・水道メーター件数）分となる場合があります）

分担金の納付

接続工事完了検査時に、分担金の納付書をお渡ししますので、役場出納室、または金融機関の窓口で納めてください。

分担金の減免措置

供用開始となった日から3年以内に排水設備工事を行い、下水道に接続すると、一定の免除が受けられます。（法人、店舗、賃貸住宅等は除きます）

供用開始の日から1年以内に接続工事完了した場合……………11,400円（80%免除）

供用開始の日から1年を超え2年以内に接続工事完了した場合……28,500円（50%免除）

供用開始の日から2年を超え3年以内に接続工事完了した場合……39,900円（30%免除）

■下水道使用料

みなさんから納めていただいた下水道使用料は、下水処理場で汚水をきれいな水に処理したり、下水道管やポンプ場を清掃したり、機器の修理、維持管理などの費用に使われます。

毎月の下水道使用料は、水道使用水量に基づいて決まります。(井戸や山水を使用している場合は、排水設備工事承認申請時にお申し出ください。)

■料金表

区分	使用料(1箇月につき)			
	基本料金		超過料金	
	汚水の量	料金	汚水の量	料金(1 m ³ につき)
一般家庭	8 m ³ まで	997円	9 m ³ ~20 m ³	232円
			21 m ³ ~40 m ³	252円
			41 m ³ 以上	278円
営業用	10 m ³ まで	1,466円	11 m ³ 以上	278円
団体用 学校用	10 m ³ まで	1,466円	11 m ³ ~20 m ³	252円
			21 m ³ 以上	278円

■料金早見表(家庭用)

(単位: m³・円)

汚水量	月額料金	汚水量	月額料金	汚水量	月額料金
8 m ³ まで	(基本料金) 997	24	4,789	40	8,821
9	1,229	25	5,041	41	9,099
10	1,461	26	5,293	42	9,377
11	1,693	27	5,545	43	9,655
12	1,925	28	5,797	44	9,933
13	2,157	29	6,049	45	10,211
14	2,389	30	6,301	46	10,489
15	2,621	31	6,553	47	10,767
16	2,853	32	6,805	48	11,045
17	3,085	33	7,057	49	11,323
18	3,317	34	7,309	50	11,601
19	3,549	35	7,561	51	11,879
20	3,781	36	7,813	52	12,157
21	4,033	37	8,065	53	12,435
22	4,285	38	8,317	54	12,713
23	4,537	39	8,569	55	12,991

■水洗便所等改造資金融資あっ旋制度

排水設備工事を行い（新築を除く）下水道に接続する際の工事費を、一時に負担することが困難な方に、町では融資のあっ旋を行なっています。

融資を希望される場合は、工事を行なう前に、町へ申請してください。

融資内容

- 融 資 額：80万円以内
- 償還期間：60ヶ月以内（均等割賦方式）
- 利 率：無利子

提出書類

- 水洗便所等改造資金融資あっ旋申請書
 - 申請人の納税証明書及び所得証明書
 - 工事見積書・工事内訳書・図面・位置図
- （金融機関への融資申し込みの際には、別に金融機関の求める提出書類が必要となります。）

取り扱い金融機関

- 山陰合同銀行 西郷支店
- 島根銀行 西郷支店
- 島根県農業協同組合 隠岐地区本部（JA しまね）

融資あっ旋を受けられることができる人の条件

- 建築物の所有者又は当該所有者の同意を得た建築物の使用者
（法人は除く）（隠岐の島町に住民登録していること）（排水設備工事の申請者であること）
- 町税、上下水道使用料を滞納していないこと
- 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること
- 融資を受けた資金の償還能力があること
- 償還金の弁済能力を有し、かつ独立の生計を営んでいる満20歳以上の連帯保証人1名を有すること
（隠岐の島町に住民登録していること）
- 供用開始となった日から3年以内に完了する排水設備新設工事であること
- 金融機関の融資決定を受けてから行なう工事であること

■ 下水道接続工事の申し込みから使用開始まで（融資を受ける方）

① 工事の申し込み



排水設備指定工事店へ工事の見積りを依頼します。
工事金額や工事の内容など、じゅうぶん検討しましょう。

② 融資あっ旋の申し込み



工事費用を自己資金でまかなう事が困難な場合、**融資あっ旋制度**があります。
融資あっ旋の申し込みは、必ず**工事契約前**に、上下水道課（業務係）へ行な
ってください。

（役場は、申請内容を審査します） ※上下水道課 ☎2-8576

③ 融資の申し込み



役場から**融資あっ旋承認決定**を受けたら、金融機関へ融資の申し込みをして
ください。（金融機関は、融資の適否を審査します。この審査には、1週間
程度かかります。余裕を持って申請を行なってください。）

④ 工事の契約



金融機関から融資が受けられることになったら、指定工事店と工事契約を結び
ます。

⑤ 役場への工事申請



役場へ工事の申請を行ないます。
指定工事店が手続きを代行しますが、書類への署名・捺印は、内容を確認して
申請者が行ってください。

⑥ 工事の実施



排水設備は、申請者個人で管理する施設です。
工事中もよく確かめ、納得する工事をしてもらいましょう。

⑦ 工事の完成・完了検査・使用開始・分担金の納入



工事が完了したら、すみやかに役場へ工事完了届と使用開始届を提出してくだ
さい。この手続きも、指定工事店が代行します。
役場は、工事が適正に行なわれたか確認するため完了検査を行ないます。
また、分担金の納付書をお渡ししますので、金融機関で納めてください。

⑧ 融資貸付・工事代金支払



完了検査に合格すると、役場は金融機関に貸付依頼を行ないますので、その後
金融機関と融資契約を締結して融資を受けてください。
指定工事店へ工事代金の支払いをします。

■みんなの下水道 上手に使いましょう

下水道に接続されたら、いつも污水がスムーズに流れるよう上手に使いましょう。皆さんの日頃の気遣いによって、トラブルの予防になり、維持費や修理費などの経費の節約につながります。



台所の流しをゴミ箱がわりにしないで

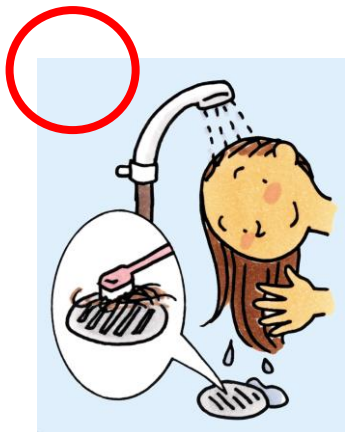
野菜くず、残飯などの生ごみ、てんぷら油などを流すと、排水管が詰まったり、悪臭の原因となったりします。

燃えるごみとして、捨てましょう。



トイレトーパー以外のものは捨てないで

水に溶けやすいトイレトーパー以外のティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品、ウェットティッシュやおしりふきなどを流すと、トイレやマンホールポンプが詰まって修理が大変です。



髪の毛は流さないで

お風呂や洗面所の排水口にたまった髪の毛は、そのまま流すと排水管が詰まる原因となります。

不要になった歯ブラシなどで取りましょう。

また、せっけんなどの固形物も流さないようにしましょう。

排水設備指定工事店一覧

(令和元年 5 月 22 日現在)

会社名	郵便番号	住所	電話番号
徳畑建設(株)	685-0004	飯田津ノ井 18	08512-2-1424
(株)青田建設	685-0005	東郷宮田 78-1	08512-2-1414
(株)吉崎工務店	685-0005	東郷亀尻 5-1	08512-2-1574
(株)渡辺工務店	685-0011	栄町 1188	08512-2-1251
(株)野村水道工業所	685-0011	栄町 180	08512-2-1523
(株)森確設備	685-0011	栄町 203	08512-2-4507
(株)隠岐ガス	685-0013	中町名田の三 17-1	08512-2-0515
(株)竹田組	685-0013	中町名田の一 7-3	08512-2-0530
(株)金田建設	685-0015	港町大津の二 13-4	08512-2-1421
(有)平井工業	685-0016	城北町 271	08512-2-3273
(有)平木造園土木	685-0017	下西 1038-1	08512-2-5371
(株)ユーザーサービス	685-0021	岬町池ヶ床 194-1	080-6319-8143
(株)タカツ	685-0021	岬町池ヶ床 120-1	08512-2-9031
(有)オキカン	685-0023	西田曾久良 319-2	08512-2-0296
(有)三友建設	685-0025	平 136-1	08512-2-2250
(有)海道建装	685-0025	平 78-1	08512-2-8686
サイトメンテナンス	685-0026	上西中河原 20	08512-2-4002
(株)タキモト建設	685-0026	上西池ノ奥 23-1	08512-2-9300
崎前水工	685-0104	都万 4184	08512-6-2013
(有)山根建設	685-0104	都万 2449-1	08512-6-2019
(有)門脇工務店	685-0104	都万 1773-2	08512-6-2078
(有)田島組	685-0104	都万 2363-1	08512-6-2128
高木電気	685-0104	都万 1656-3	08512-6-2156
(有)山崎建設	685-0105	津戸 136	08512-6-2255
柴木建設(株)	685-0301	北方 314	08512-5-2120
(有)アグリおき	685-0301	北方 1428-2	08512-5-2330
河城水道	685-0302	苗代田 276-1	08512-5-2366
(有)藤田水道設備	685-0303	南方 911-1	08512-5-2300
(有)横地建設	685-0434	中村 414-2	08512-4-0221
(有)花岡組	685-0434	中村 1533	08512-4-0643
いっすい	685-0434	中村 182 番地 2	08512-4-0830
マルヨシ水道	685-0435	元屋 746-2	08512-4-9420

32 社

※郵便番号・電話番号順

お問い合わせ先

隠岐の島町役場 上下水道課

電話番号 2-8576 (直通)

ファックス 2-4050